

ID: 220

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	実費負担金の免除		
例規名 根拠条項	大河原町放課後児童クラブ事業実施規則 第8条第1項及び第5項		
例規番号	平成29年規則第15号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。</p> <p>(実費負担金)</p> <p>第8条 町長は、放課後児童クラブの実施にあたり必要な経費の一部として、放課後児童クラブ利用者の保護者から、おやつ代及び教材費等として実費負担金を徴収するものとする。</p> <p>5 町長は、災害その他特別の理由があると認める場合は、第1項に規定する実費負担金の全部又は一部を免除することができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日